

記載要領等	震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書
-------	---------------------------------

《添付書類》

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1 号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りします。）	☐
②	貸借対照表その他の書類で記載事項 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	☐
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で記載事項 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	☐
④	記載事項 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

(2) 2 号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りします。）	☐
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で記載事項 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	☐
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で記載事項 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	記載事項 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑥	その他参考となるべき書類	☐

(3) 3 号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りします。）	☐
②	損益計算書その他の書類で記載事項 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	☐
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限りします。）	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

＜震災特例法第 38 条の 3 ・ 4 ・ 5 被害要件確認表兼届出書 記載要領等＞

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1 号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 1 号の書類	☐

(2) 2 号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 2 号の書類	☐

(3) 3 号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 3 号の書類	☐